

訪問看護・介護予防訪問看護ステーション運営規程

富山赤十字訪問看護ステーション

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社が設置する富山赤十字訪問看護ステーション(以下、「ステーション」という。)の運営について必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を図るとともに、主治医の指示により地域の要支援状態又は要介護状態等にある在宅療養者に対して適正な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(以下、「訪問看護」という。)を提供し、心身の機能回復と生活の質の向上及び療養生活の支援を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、前述の目的を達成するために地域との結びつきを重視し、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(ステーションの名称等)

第3条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富山赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 富山市牛島本町2丁目1番58号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションの管理者および職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 保健師又は看護師 1名 (常勤職員)
管理者は所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 看護職員 常勤換算2.5名以上 (うち常勤1名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて配置する。
訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当し、その情報を看護職員と共有し訪問看護計画書及び報告書の作成に反映する。
- (4) その他の職員 事務職員
ステーションの運営に必要な事務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日、5月1日(創立記念日)、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 連絡体制 24時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に訪問看護の利用を申し込み、主治医がステーションに交付した指示書により看護師等が利用者を訪問して看護計画を作成、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者及びその家族からステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。

(訪問看護・介護予防訪問看護の提供拒否の禁止)

第 7 条 訪問看護サービスの提供を求められた時、正当な理由なく提供を拒んではいけない。

(訪問看護・介護予防訪問看護の内容と手続きの説明及び同意)

第 8 条 看護師等は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対しその利用
手続き、提供方法、内容等につき文書にて説明を行い、同意を得る。

(訪問看護・介護予防訪問看護サービス提供の記録記載)

第 9 条 看護サービス提供の記録記載は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護サービスを提供した時は「訪問看護サービス記録書」等の書面に提供したサービス
内容等の必要事項を記入する。
- (2) 看護師等は利用者に対して行った訪問看護に関し、その者の健康手帳等に必要な事項を記載する。

(訪問看護・介護予防訪問看護の内容)

第 10 条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 終末期ケア、精神疾患や認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) 家族への療養介護状の指導、相談、助言、家族の健康管理
- (9) その他在宅医療を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 11 条 利用料は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された
負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。なお、
健康保険法等の場合は、診療報酬の額による。その他の利用料については、別紙「利用料金表」により
取り扱うものとする。
- (2) 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及びその家族に対し、利用料並びにその他の利用
料内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受
けることとする。

(介護給付の請求のための証明書の交付)

第 12 条 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した
訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する
ものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、富山市の、大広田浜黒崎、岩瀬荻浦、和合、新庄、豊田、奥田、奥田
北、百塚、呉羽、愛宕・安野屋、まちなか、柳町・清水町、以上の包括地域とする。上記以外の場合は、
別途相談に応じる。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第 14 条 緊急時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護を開始することとする。
- (2) 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (3) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- (4) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第 15 条 提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に敏速かつ誠実に対応し、必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保)

第 16 条 社会的使命を認識し、看護師等の資質向上を図る為の研修の機会を設けることとし、また業務体制を整備する。

(衛生管理、感染症対策)

第 17 条 衛生管理、感染症対策は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。
- (2) ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(会計の区分)

第 18 条 ステーションは、事業の会計を区分するものとする。

毎年3月31日決算による独立した収支決算書を作成する。「日本赤十字社 医療施設特別会計を適用」

(記録の整備)

第 19 条 定められた記録(管理、訪問看護、会計及び設備備品に関するもの)を作成し最低5年間保管する。

(秘密の厳守)

第 20 条 秘密の厳守については、次のとおりとする。

- (1) 看護師等は正当な理由がなく利用者及びその家族から得た情報を漏らしてはならない。また、退職後においてもその情報をもらしてはならない。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の情報をを用いる場合、文書により同意を得る。

(掲示及び提示)

第 21 条

- (1) ステーション内に運営規程の概要及び職員の勤務体制を掲示し、またホームページ上に掲載する。
- (2) 看護師等は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し運営規程の概要及び職員の勤務体制を記した文書を交付する。

(委員会)

第22条 地域医療連携委員会を設置する。
委員会の組織、運営などについては、別に定める。

第23条 虐待の発生または再発防止のための対応を、次のとおりとする。

- (1) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第24条 ハラスメント対策のための対応を、次のとおりとする。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第25条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(医療DX推進の体制)

第26条 医療DX推進の体制について、次のとおりとする。

- (1) 健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行う。
- (2) 取得した情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、質の高い看護を目指し医療情報を活用した訪問看護を提供する
- (3) 個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、適正な管理を行い、看護サービスの提供以外の目的には使用しない。
- (4) 資格情報の提供は利用者及び代理人の同意に基づき行い、同意なしにオンライン資格確認は行わない。

(その他運営についての留意事項)

第27条

- 1 看護師等はその同居家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせてはならない。
- 2 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- 3 この規程に定めるものの外、ステーションの運営について必要な事項は地域医療連携委員会の審議を経て、管理者及び社長の承認により決定することができる。

附 則

この規程は、平成8年11月11日から施行する。

改定 令和6年12月2日 一部改訂